

姫路：花田郵便局強盗事件

ジュリアスさん（仮名）の再審開始を求める請願署名

2001年に兵庫県姫路市の郵便局で起きた2人組強盗事件で懲役6年の刑を受けたナイジェリア人のジュリアスさん（仮名）は一貫して無実を訴えており、第二次再審請求で裁判のやり直しを求めています。

ジュリアスさんが借りていた倉庫から、犯人が奪った現金や犯行に使われた着衣や車などが発見されたことによってジュリアスさんが犯人として逮捕されました。しかし、倉庫で働いていた男が、ジュリアスさんの逮捕を知り、弁護士をともなって警察に出頭。自分は真犯人の1人だが共犯者はジュリアスではない。奪った金や車などはジュリアスに断りなく倉庫に隠したものと自首しました。

裁判では、上記犯人の遺留品からはジュリアスさんのDNA、毛髪、指紋など一切、検出されず、ジュリアスさんと犯行を結びつける証拠がないことが明らかになりました。ところが判決は、これらを倉庫に隠すことはジュリアスさんの「関与」がなければ「容易ではない」ので、犯人性が「強く推認される」という理由で有罪としました。ジュリアスさんは当時倉庫に鍵はかけていなかったと主張しましたが、裁判では錠前の存在すら証明のないまま有罪が確定したのです。

しかし、その後、犯人が落としていった毛糸の目出し帽にジュリアスさんではない何者かの毛髪やDNA型が付着していることが当時の鑑定書や新鑑定で明らかになり、ジュリアスさんは再審を請求しました。

また再審請求では、倉庫所有者の妻や倉庫向かいの事業所に勤める人が、倉庫が無人のまま大扉が全開だったたり、ジュリアスさんが不在でも人が出入りしていたことを証言しました。そして裁判所は、ジュリアスさんの犯人性を否定する方向の新証拠がいくつもあり、倉庫の鍵の管理状況もよく分からないことを認めました（大阪高裁第二次即時抗告棄却決定19頁、同48～51頁）。にもかかわらず、請求は棄却されたのです。

第二次再審請求では、当時、毎日のように倉庫前を通っていた女性が、無人の倉庫の大扉が全開だったことなどは珍しくなかったと述べた新供述が新証拠のひとつです。借り主の許しがなければ倉庫が使えないという証拠がない一方、借り主が知らないまま倉庫に入ることは容易だったことが一層、明らかです。

そもそもジュリアスさんと犯行を結びつける証拠がない上に、もしこれら第一次、第二次請求の新証拠が確定判決前の裁判の審理中に提出されていたら、有罪認定に到達することはあり得ません。

四半世紀も苦痛を強いられているジュリアスさんは無実の罪で国外への強制退去の危機にあります。これは妻や子、家族の人権問題でもあり、重大な事実誤認をした有罪判決を維持することは著しく正義に反します。

つきましては、日本国憲法第16条の規定にもとづき、以下の諸点を請願します。

【請願事項】

- 1、弁護側の主張に耳を傾け、証拠開示、証人・証拠調べ等の手続きを公正にすすめて下さい。
- 2、速やかに再審開始を決定して、ジュリアスさんと家族を救って下さい。

2022年 月 日

氏 名	住 所

署名送付先 ジュリアスさんを守る会〒650-0022 神戸市中央区元町通 6-6-12 国民救援会兵庫県本部内



【取り扱い団体】〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 国民救援会愛知県本部

Tel052-684-5825 Fax052-684-6355 aichi-kyuenkai.com/

救 援 新 聞
〔1958年6月10日〕
第三種郵便物認可